海上保安庁職員服制の一部を改正する省令

海上保安庁職員服制（昭和三十七年運輸省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第一条関係） （一）男子　（略） （二）女子	別表第一（第一条関係） （一）男子　（略） （二）女子
第一種制服	第一種制服
上衣	上衣
ズボン	スカート
（略）	ズボン
紺色の長ズボンとする。ポケットを両わきに各一個付ける。ファスナーを前面中央に付ける。胴まわりにともぎれのバンドを付け、かぎホックで留める。 形状は、図のとおりとする。	（略）
第二種制服	紺色のセミタイトスカートとする。後部にスリットを入れる。ポケット一個を右わきに付け、ファスナーを左わきに付ける。胴まわりにともぎれのバンドを付け、かぎホックで留める。 形状は、図のとおりとする。
甲上衣	紺色の長ズボンとする。ポケットを両わきに各一個付ける。ファスナーを前面中央に付ける。胴まわりにともぎれのバンドを付け、かぎホックで留める。 形状は、図のとおりとする。
（略）	第二種制服
乙上衣	甲上衣
ズボン	（略）
（略）	乙上衣
薄クリーム色とし、その他は、第一種制服のズボンと同じとする。	スカート
（略）	ズボン
	（略）
	薄クリーム色とし、その他は、第一種制服のスカートと同じとする。
	薄クリーム色とし、その他は、第一種制服のズボンと同じとする。
	（略）